



埼玉県報

号外第19号
令和3年(2021年)
3月31日
水曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし（税務課）

条例

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直す等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限を令和十七年度まで延長する。

(二) 不動産取得税

ア 住宅及び土地を取得した場合に税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

イ 宅地及び宅地比準土地を取得した場合に課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

ウ 一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用土地を取得した場合に税額を減額する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(三) 軽油引取税

特定用途に対する課税免除の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

(四) 自動車税

ア 環境性能割

(ア) 環境性能に応じて定める税率の適用区分を見直す。

(イ) 自家用の乗用車を取得した場合に税率を一％分軽減する特例措置の適用期限を令和三年十二月三十一日まで延長する。

(ウ) 公共交通移動等円滑化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(エ) 先進安全技術を搭載したバス及びトラック（いずれも新車に限る。）を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

イ 種別割

(ア) 燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(イ) 一定年数を経過した自動車の税率を概ね十五%重くする特例措置の適用
期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(五) その他

地方税法等の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

令和三年四月一日

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十一号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の十六第三項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第六項中「記名押印しなければ」を「その氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第五十一条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第五十一条第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第五十一条第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第一項第二号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第一項第三号ニを削り、同号ハを同号ホとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ(1)(i)及び(ii)を次のように改める。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第一項第三号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則

で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成三十一年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第二項第一号ロを削り、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第二項第三号ニを削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項(第一号イからハまで)」を「第一項(第一号イからニまで)」に、「第二項(第一号イからハまで)」を「第二項(第一号イ及びロ)」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

| 第一項第一号イ(2) | 基準エネルギー消費効率 | 法第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五 |
|------------|---|--|
| | 基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五 | 法第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一 |

| | | |
|------------------|--|-----------------------------------|
| 第一項第一号イ(3) | <p>基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）</p> | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値 |
| 第一項第一号ロ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五 | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二 |
| 第一項第一号ロ(3)及びハ(2) | 令和二年度基準エネルギー消費効率 | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値 |
| 第一項第一号ニ(2) | <p>基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十</p> | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十 |
| 第二項第一号イ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十 | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十 |
| 第二項第一号イ(3) | 令和二年度基準エネルギー消費効率 | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値 |
| 第二項第一号ロ(2) | 平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五 | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四 |

第五十一条に次の一項を加える。

5 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------|--|--|
| 第一項第一号イ(2) | 令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五 | 令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十四 |
| 第一項第一号ロ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九 |
| 第一項第二号イ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十 |
| 第一項第二号ロ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九 |
| 第一項第三号イ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五 | 四 |
| 第一項第三号ロ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九 |

| | | |
|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第二項第一号イ(2)、 第二号ロ及び第三 号イ(2) | 令和十二年度基準エネル ギ―消費効率に百分の六 | 令和二年度基準エネルギ ―消費効率に百分の八十 |
| 十 | 七 | |

附則第十二条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項及び第三項並びに第二十一条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の三第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に「若しくは第三号ロ（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第二十二條の四第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第二十二條の五第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第二十二條の五第二項に規定する路線バス等にあつては、一百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第二十二條の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第二十二條の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四

号において同じ。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。))に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。))に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。))で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十二條の第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車(施行規則で定めるものに限る。))又はバス(施行規則で定めるものに限る。))」(次号において「バス等」という。))に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック(施

行規則で定める被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第二十三条第一項中「次項第一号」及び「次項第二号」を「以下この条」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次項第六号」を「以下この条」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「掲げる第五十五条の八」を「掲げる同条」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」の下に「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）を加え、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第一号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同条第一項第一号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第二号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 軽油自動車のうち、第五十一条第一項第三号イ(1)に規定する平成三十一年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は平成二十一年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車

附則第二十三条第三項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）

に限り、当該自動車は平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、「掲げる第五十五条の八」を「掲げる同条」に改め、同条第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）」を「第二項第一号から第三号まで」に、「自家用の乗用車等」を「自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対する第五十五条の八第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 法第四百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第五十一条第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

の

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第五十五条の八第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第二十八条に次の一項を加える。

2 法附則第六十一条第二項に規定する場合における附則第六条の二第二項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十七年度」とする。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(令和二年埼玉県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「五号施行日の」を「令和四年三月三十一日の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号の四（二）（三枚目）中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を「

| |
|-----|
| 消込者 |
|-----|

」に改める。

別記様式第六号の二及び別記様式第八号中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第八号の二中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を「

| |
|-----|
| 消込者 |
|-----|

」に改め、「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を「

| |
|-----|
| 消込者 |
|-----|

」に改め、「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第八号の五、別記様式第九号の十、別記様式第九号の十一、別記様式第九号の十五、別記様式第九号の十五の二、別記様式第九号の十六の二、別記様式第九号の十六の三、別記様式第十一号（一）及び別記様式第十一号（二）中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第十一号の二中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削り、同様式の附表中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第十一号の四、別記様式第十一号の六、別記様式第十二号、別記様式第十二号の二及び別記様式第十二号の四中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第十三号中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を「

| |
|-----|
| 消込者 |
|-----|

」に改める。

別記様式第十八号の二中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第十九号（一）中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を「

| |
|-----|
| 消込者 |
|-----|

」に改め、「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第十九号（三）中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削り、同様式の注意中1を削り、2を1とし、3から7までを2から6までとする。

別記様式第十九号の二（一）中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を「

| |
|-----|
| 消込者 |
|-----|

」に改め、「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第十九号の二（三）中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削り、同様式の注意中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記様式第二十号中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第二十号の四中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を「

| |
|-----|
| 消込者 |
|-----|

」に改め、「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第二十一号から別記様式第二十二号（二）まで、別記様式第二十四号、別記様式第二十六号（一）及び別記様式第二十六号（二）中「

| |
|------|
| 消込者印 |
|------|

」を削る。

別記様式第二十八号から別記様式第二十八号の三まで、別記様式第二十八号の五、別記様式第二十八号の六、別記様式第二十九号、別記様式第二十九号の二及び別記

様式第三十一号（一）から別記様式第三十一号の二（一）までの規定中「㊸」を削る。

別記様式第三十三号中「㊸」を削る。

別記様式第三十三号の二中「㊸」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第三十三号の三（一）及び別記様式第三十三号の三（二）中「㊸」を削る。

別記様式第三十四号中「㊸」及び「又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金」を削る。

別記様式第三十四号の二中「㊸」を削る。

別記様式第三十六号中「又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金」を削る。

別記様式第三十七号の三及び別記様式第三十八号中「㊸」を削る。

| | | | | |
|-------------|---------|---------|-------------|--------|
| 教 学 引 | 18歳未満の者 | 70歳以上の者 | 障 害 者 | 国民体育大会 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 |

別記様式第四十四号中「㊸」を削り、

| | |
|------------------------|---|
| 青 活 動 生、生徒、児童 | 人 |
| 率の教員 | 人 |

を

| | | | | | |
|---------|---------|-------------|--------|----------------------------------|--------|
| 18歳未満の者 | 70歳以上の者 | 障 害 者 | 国民体育大会 | 教 育 活 動 学 生、生徒、児童 | 国際競技大会 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 率の教員 人 | 人 |

に改め、同

様式の注意中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第四十五号（表面）中「㊸」を削り、同様式（裏面）中

を

※又は被承継者
共同経営者

共同経営者

に、「調査者氏名印」を「調査者氏名」に改め、「㊸」を削る。

又は被承継者

別記様式第四十六号の二、別記様式第四十六号の三、別記様式第五十八号及び別

別記様式第五十九号の二中「㊦」を削る。

別記様式第五十九号の四及び別記様式第五十九号の五中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第五十九号の九、別記様式第五十九号の十、別記様式第六十二号、別記様式第六十四号の二、別記様式第六十四号の二の三、別記様式第六十四号の二の四、別記様式第六十四号の二の六、別記様式第六十四号の二の七、別記様式第六十四号の三、別記様式第六十四号の六及び別記様式第六十四号の七中「㊦」を削る。

別記様式第六十五号（表面）中「㊦」を削り、同様式（裏面）中

又は被承継者
※共同経営者

を

「調査者氏名」に改め、「㊦」を削る。

又は被承継者
共同経営者

別記様式第六十五号の三中「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第六十五号の三の二及び別記様式第六十五号の四中「㊦」を削る。

別記様式第六十五号の五及び別記様式第六十五号の六中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に、「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改める。

別記様式第六十七号及び別記様式第六十八号中「㊦」を削る。

別記様式第六十九号中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に、「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改める。

別記様式第七十号及び別記様式第七十四号の三中「㊦」を削る。

別記様式第七十四号の四中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に、「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改める。

別記様式第七十四号の五から別記様式第七十四号の七まで、別記様式第七十五号の二、別記様式第七十九号、別記様式第八十一号、別記様式第八十五号及び別記様式第八十七号から別記様式第八十九号までの規定中「㊦」を削る。

附則別記様式第一号中「㊦」を削り、
「生年月日 年 月 日
個人番号

日 を「個人番号」

」に改める。

附則別記様式第二号から附則別記様式第十一号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記様式第三十四号の改正規定（「㊦」を削る部分を除く。）、別記様式第三十六号の改正規定、別記様式第四十四号の改正規定（「㊦」を削る部分及び同様式の注意中1を削り、2を1とし、3を2とする部分を除く。）、別記様式第四十五号（裏面）の改正規定（「調査者氏名印」を「調査者氏名」に改める部分及び「㊦」を削る部分を除く。）、別記様式第六十五号（裏面）の改正規定（「調査者氏名印」を「調査者氏名」に改める部分及び「㊦」を削る部分を除く。）及び附則別記様式第一号の改正規定（「㊦」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。